明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十九条まで」の下に「、第二十条の二第一項及び第二項」を加え、「及び第二十五条」を「並びに第二十五条」に改め、同項ただし書中「第十五条第一項及び第二項に規定する入港届及び積荷目録」を「第十五条第三項及び第九項に規定する入港届（同条第一項及び第七項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面（次項において「積荷目録」という。）を含む。）」に改め、同条第四項中「第二十条」の下に「及び第二十条の二第三項」を加える。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第八条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

六　関税暫定措置法第七条の十第十二項（マレーシアの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）

第十四条第二項中「第二号（関税定率法第八条第十一項に係る部分に限る。）及び第三号から第五号までに係る部分に限る」を「第一号及び第二号（関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第九条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条の四第一項第二号中「第二七一〇・一一号の一の㈠のCの⒝の⑴」を「第二七一〇・一二号の一の㈠のCの⑴」に改め、同項第四号中「第二七一〇・一九号の一の㈢のAの⒝の⑴」を「第二七一〇・一九号の一の㈢のAの⑵の(i)」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正）

第十条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第八条の六第二項」を「第八条の五第二項」に改める。

（通関業法の一部改正）

第十一条　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号イ中「第百九条」を「第百八条の四」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第十二条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十一条第四項」を「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の九第一項」に、「第二十一条の二第一項」を「第六十九条の十第一項」に改める。

第八条第三号中「（昭和二十九年法律第六十一号）」を削り、「関税定率法第二十一条第一項第九号」を「同法第六十九条の八第一項第九号」に、「関税法第百九条第二項」を「同法第百九条第二項」に改める。

第十三条　弁理士法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「（昭和二十九年法律第六十一号）」の下に「第六十九条の三第一項及び」を、「同法」の下に「第六十九条の四第一項及び」を加える。

第八条第三号中「関税法」の下に「第百八条の四第二項（同法第六十九条の二第一項第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（同法第百八条の四第二項に係る部分に限る。）」を、「第百十二条第一項（同法」の下に「第百八条の四第二項及び」を加える。

第十四条　弁理士法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「第六十九条の九第一項」を「第六十九条の十二第一項」に、「第六十九条の十第一項」を「第六十九条の十三第一項」に改める。

第八条第三号中「第六十九条の二第一項第四号」を「第六十九条の二第一項第三号及び第四号」に、「第六十九条の八第一項第九号」を「第六十九条の十一第一項第九号」に改める。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四十六条を次のように改める。

（関税法の一部改正）

第四十六条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の六第三項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三百条第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。

第六十九条の十二第三項中「社債等の振替に関する法律第百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。

（検討）

第十六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条の規定による改正後の関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　小泉純一郎
法務大臣　杉浦　正健
外務大臣　麻生　太郎
財務大臣　谷垣　禎一
農林水産大臣　中川　昭一
経済産業大臣　二階　俊博

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御名　御璽

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

法律第十八号

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第一条　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び聾学校の」を「、聾学校及び養護学校の」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第二号中「及び聾学校に」を「、聾学校及び養護学校に」に改める。